

【令和5年4月1日より、助成金額が変更となります】

## 軽・中等度難聴のかたに 補聴器購入費の一部助成 を行います



身体障害者(聴覚障害)の対象とならない軽・中等度難聴者のコミュニケーション能力の向上、社会参加の促進を図るため、補聴器購入費の一部助成を行います。

### 1. 対象者 津南町に住所を有する18歳以上のかたで、次の要件を全て満たすかた

- ① 両耳の聴力レベルが30デシベル以上のかた、または医師が補装具を装用する必要があると認めたかた
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならないかた
- ③ 補聴器の装用により社会参加の促進等一定の効果が期待できると医師が判断したかた
- ④ 対象者または同一世帯のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満のかた
- ⑤ 本事業又は津南町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成決定を受けた日から起算して5年を経過したかた

### 2. 助成金の交付額 助成金の交付額及び上限額は下記の表のとおりです

区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯又は町民税非課税世帯に属する対象者	補聴器の購入費の額	50,000円
上記以外の助成対象者	補聴器の購入費の額に2分の1を乗じて得た額	30,000円

※助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※助成上限額を超えた費用は自己負担となります。

### 3. 申請方法 事前申請(※購入後に申請することはできません)

※詳しくは裏面をご覧ください

### 4. その他(アンケート調査への協力)

補聴器購入前と購入後に、アンケート調査にご協力いただきます



## 申請方法

### ①必要書類を 用意

- 役場の窓口(福祉保健課)やホームページ等で、『申請書』、『医師意見書』、『アンケート調査』の用紙を準備します。

### ②病院受診

- 病院(耳鼻咽喉科)を受診し、申請の対象となるか相談します。
  - 対象となるときは、『医師意見書』の作成を医師に依頼します。
- ※身体障害者手帳の診断書の作成が出来る指定医師に限ります。  
※意見書の作成や受診にかかる経費は、自己負担です。



### ③補聴器販売 店へ

- 『医師意見書』を持って、補聴器販売店で『見積書』の作成を依頼します。

### ④役場へ申請 する

- 『申請書』、『医師意見書』、『見積書』、『アンケート調査用紙』と印鑑を持って役場福祉保健課の窓口提出します。

### ⑤補聴器の 購入

- 役場から「交付決定通知書」と「給付券・支払請求及び受領委任状」が届いたら、見積書を作成した補聴器販売店で購入してください。(助成額との差額分をお支払いください。)  
※販売店が「給付券・支払請求及び受領委任状」を町へ提出し、販売店へ助成金が支払われます)

※購入後(およそ半年後)に再度アンケート調査にご協力をいただきます。

## 申請先・お問い合わせ先

津南町役場 福祉保健課 電話 025-765-3114(直通)

